

令和5年版 土地家屋調査士六法

追 録

- 1 法改正情報…………… 2頁
- 2 訂正情報…………… 19頁

1 法改正情報

本追録は、「令和5年版土地家屋調査士六法」の編集基準日である令和4年9月1日以降、令和5年4月1日（令和5年度土地家屋調査士試験の法令基準日）までの間に施行された収録法令等の改正を対象としています

※下線部分（ ）又は、全文が改正部分です。

※改正前・改正後の条文中、（省略）と記してあるのは、改正がないため省略している部分です。

■民法

該当頁	改正前	改正後
195頁 左段 821条 ～822 条	<p>〔新設〕</p> <p><u>第821条（居所の指定）</u> 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。</p> <p><u>第822条（懲戒）</u> <u>親権を行う者は、第820条の規定による看護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。</u></p>	<p>第821条（子の人格の尊重等） 親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</p> <p><u>第822条（居所の指定）</u> 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。</p> <p>※旧第822条（懲戒－左欄）を削除し、旧第821条を新第822条（上記）とする。</p>

■不動産登記令

該当頁	改正前	改正後
477頁 左段 7条 ③	<p>第7条（添付情報）</p> <p>①〔省略〕</p> <p>②〔省略〕</p> <p>③ 次に掲げる場合には、第1項第5号口の規定にかかわらず、登記原因を証する情報を提供することを要しない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>一 〔省略〕</p> <p>二 〔省略〕</p> <p>三 〔省略〕</p> <p>四 〔省略〕</p>	<p>第7条（添付情報）</p> <p>①〔省略〕</p> <p>②〔省略〕</p> <p>③ 次に掲げる場合には、第1項第5号口の規定にかかわらず、登記原因を証する情報を提供することを要しない。</p> <p>一 <u>法第69条の2の規定により買戻しの特約に関する登記の抹消を申請する場合</u></p> <p>二 〔省略〕</p> <p>三 〔省略〕</p> <p>四 〔省略〕</p> <p>五 〔省略〕</p>

改正前

改正後

26	権利に関する登記の抹消（37の項及び70の項の登記を除く。）	<p>イ〔省略〕</p> <p>ロ <u>法第70条第2項</u>の規定により登記権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第106条第1項に規定する除権決定があったことを証する情報</p> <p>ハ <u>法第70条第3項</u>前段の規定により登記権利者が単独で先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、次に掲げる情報</p> <p>(1) <u>〔省略〕</u></p> <p>(2) <u>登記義務者の所在が知れないことを証する情報</u></p> <p>ニ <u>法第70条第3項</u>後段の規定により登記権利者が単独で先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、次に掲げる情報</p> <p>(1) <u>〔省略〕</u></p> <p>(2) <u>〔省略〕</u></p> <p>(3) <u>登記義務者の所在が知れないことを証する情報</u></p> <p>〔新設〕</p>	26	権利に関する登記の抹消（37の項及び70の項の登記を除く。）	<p>イ〔省略〕</p> <p>ロ <u>法第70条第3項</u>の規定により登記権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第106条第1項に規定する除権決定があったことを証する情報</p> <p>ハ <u>法第70条第4項</u>前段の規定により登記権利者が単独で先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、次に掲げる情報</p> <p>(1) <u>〔省略〕</u></p> <p>(2) <u>共同して登記の抹消の申請すべき者の所在が知れないことを証する情報</u></p> <p>ニ <u>法第70条第4項</u>後段の規定により登記権利者が単独で先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、次に掲げる情報</p> <p>(1) <u>〔省略〕</u></p> <p>(2) <u>〔省略〕</u></p> <p>(3) <u>共同して登記の抹消の申請すべき者の所在が知れないことを証する情報</u></p> <p>ホ <u>法第70条の2の規定により登記権</u></p>
----	--------------------------------	--	----	--------------------------------	---

			<p>ホ イから三までに規定する申請以外の場合にあっては、登記原因を証する情報</p> <p>ハ <u>〔省略〕</u></p> <p>ト <u>ハ</u>の第三者が抵当証券の所持人又は裏書人であるときは、当該抵当証券</p> <p>チ <u>〔省略〕</u></p> <p>リ <u>〔省略〕</u></p>			<p>利者が単独で先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、次に掲げる情報</p> <p>(1) 被担保債権の弁済期を証する情報</p> <p>(2) 共同して登記の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する情報</p> <p>(3) 法第70条第2項に規定する方法により調査を行ってもなお(2)の法人の清算人の所在が判明しないことを証する情報</p> <p>ヘ イからホまでに規定する申請以外の場合にあっては、登記原因を証する情報</p> <p>ト <u>〔省略〕</u></p> <p>チ <u>ト</u>の第三者が抵当証券の所持人又は裏書人であるときは、当該抵当証券</p> <p>リ <u>〔省略〕</u></p> <p>ヌ <u>〔省略〕</u></p>
30	所有権の移転の登記		<p>イ <u>〔省略〕</u></p> <p><u>〔新設〕</u></p>	30	所有権の移転の登記	<p>イ <u>〔省略〕</u></p> <p>ロ <u>法第63条第3項の規定により登記権利者が単独で申</u></p>

						<p>請するときは、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合）にあっては、これに代わるべき情報）及び遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）によって所有権を取得したことを証する情報</p>	
			ロ	〔省略〕		ハ	〔省略〕

■ 不動産登記規則

該当頁	改正前	改正後
553頁 152条 の2 新設	〔新設〕	<p>第152条の2（法第70条第2項の相当の調査） 法第70条第2項の法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる措置をとる方法とする。</p> <p>一 法第70条第2項に規定する登記の抹消の登記義務者（以下この条において単に「登記義務者」という。）が自然人である場合</p> <p>イ 共同して登記の抹消の申請をすべき者の調査として次の(1)から(5)までに掲げる措置</p> <p>(1) 登記義務者が記録されている住民基本台帳、除票簿、戸籍簿、除籍簿、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票簿（以下この条において「住民基本台帳等」という。）を備えると思料される市町村の長に対する登記義務者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書、除票の写し又は除票記載事項証明書、戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書並びに戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し（以下この条において「住民票の写し等」という。）の交付の請求</p> <p>(2) (1)の措置により登記義務者の死亡が判明した場合には、登記義務者が記</p>

録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対する登記義務者の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書の交付の請求

(3) (2)の措置により登記義務者の相続人が判明した場合には、当該相続人が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対する当該相続人の戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書の交付の請求

(4) (3)の措置により登記義務者の相続人の死亡が判明した場合には、当該相続人についてとる(2)及び(3)に掲げる措置

(5) (1)から(4)までの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対する当該者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（(1)の措置により交付の請求をしたものを除く。）の交付の請求

ロ 共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置

(1) 登記義務者の不動産の登記簿上の住所に宛ててする登記義務者に対する書面の送付（イの措置により登記義務者の死亡及び共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）

(2) イの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該者に対する書面の送付

二 登記義務者が法人である場合

イ 共同して登記の抹消の申請をすべき者の調査として次の(1)及び(2)に掲げる措置

(1) 登記義務者の法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対する

- 登記義務者の登記事項証明書の交付の請求
- (2) (1)の措置により登記義務者が合併により解散していることが判明した場合には、登記義務者の合併後存続し、又は合併により設立された法人についてとる(1)に掲げる措置
- ロ イの措置により法人の登記簿に共同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者(共同して登記の抹消の申請をすべき者が合併以外の事由により解散した法人である場合には、その清算人又は破産管財人。以下この号において同じ。)として登記されている者が判明した場合には、当該代表者の調査として当該代表者が記録されている住民基本台帳等を備えると思料される市町村の長に対する当該代表者の住民票の写し等の交付の請求
- ハ 共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置
- (1) 登記義務者の不動産の登記簿上の住所に宛ててする登記義務者に対する書面の送付(イの措置により登記義務者が合併により解散していること及び共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。)
- (2) イの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該者に対する書面の送付
- ニ イ及びロの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者が判明した場合には、当該代表者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置
- (1) 共同して登記の抹消の申請をすべき者の法人の登記簿上の代表者の住所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付
- (2) イ及びロの措置により当該代表者が

		所在すると思料される場所が判明した場合、その場所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付
559頁 183条	<p>第183条（申請人以外の者に対する通知）</p> <p>① 登記官は、次の各号に掲げる場合には、当該各号（第1号に掲げる場合にあつては、申請人以外の者に限る。）に定める者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。</p> <p>一 〔省略〕</p> <p>二 〔省略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>② 〔省略〕</p> <p>③ 〔省略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>第183条（申請人以外の者に対する通知）</p> <p>① 登記官は、次の各号に掲げる場合には、当該各号（第1号に掲げる場合にあつては、申請人以外の者に限る。）に定める者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。</p> <p>一 〔省略〕</p> <p>二 〔省略〕</p> <p><u>三 法第69条の2の規定による申請に基づく買戻しの特約に関する登記の抹消を完了した場合 当該登記の登記名義人であつた者</u></p> <p>② 〔省略〕</p> <p>③ 〔省略〕</p> <p>④ 登記官は、<u>民法第900条及び第901条の規定により算定した相続分に応じてされた相続による所有権の移転の登記についてする次の各号に掲げる事由による所有権の更正の登記の申請（登記権利者が単独で申請するものに限る。）があつた場合には、登記義務者に対し、当該申請があつた旨を通知しなければならない。</u></p> <p>一 <u>遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の1人又は数人に承継させる旨の遺言による所有権の取得</u></p> <p>二 <u>遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）による所有権の取得</u></p>
561頁 193条	<p>第193条（登記事項証明書の交付の請求情報等）</p> <p>① 〔省略〕</p> <p>② 法第121条第2項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第1号及び第2号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。</p> <p>一 〔省略〕</p> <p>二 〔省略〕</p> <p>三 〔省略〕</p> <p><u>四 法第121条第2項ただし書の利害関係を有する理由及び閲覧する部分</u></p>	<p>第193条（登記事項証明書の交付の請求情報等）</p> <p>① 〔省略〕</p> <p>② 法第121条第3項又は第4項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第1号及び第2号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。</p> <p>一 〔省略〕</p> <p>二 〔省略〕</p> <p>三 〔省略〕</p> <p><u>四 法第121条第3項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求</u></p>

	<p>〔新設〕</p> <p>③ 前項の閲覧の請求をするときは、<u>同項第4号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>④ 〔省略〕 ⑤ 〔省略〕 ⑥ 〔省略〕</p>	<p>をするときは、<u>閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由</u></p> <p>五 法第121条第4項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、<u>閲覧する附属書類が自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類である旨</u></p> <p>③ 前項第4号の閲覧の請求をするときは、<u>同号の正当な理由を証する書面を提示しなければならない。</u>この場合において、<u>登記官から求めがあったときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。</u></p> <p>④ 第2項第5号の閲覧の請求をするときは、<u>同号の閲覧する附属書類が自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類である旨を証する書面を提示しなければならない。</u>この場合において、<u>登記官から求めがあったときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。</u></p> <p>⑤ 〔省略〕 ⑥ 〔省略〕 ⑦ 〔省略〕</p>
563頁 197条 の2	<p>第197条の2（登記事項証明書の受領の方法）</p> <p>第194条第3項前段の規定により登記事項証明書の交付を請求した者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、<u>法務大臣が定める情報を当該登記所に提供しなければならない。</u></p>	<p>第197条の2（登記事項証明書の受領の方法）</p> <p>第194条第3項前段の規定により登記事項証明書の交付を請求した者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、<u>法務大臣が定める事項を当該登記所に申告しなければならない。</u></p>
564頁 203条	<p>第203条（手数料の納付方法）</p> <p>① 法第119条第1項及び第2項、第120条第1項及び第2項並びに<u>第121条第1項及び第2項</u>の手数料を収入印紙をもって納付するときは、<u>請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。</u></p> <p>② 〔省略〕</p>	<p>第203条（手数料の納付方法）</p> <p>① 法第119条第1項及び第2項、第120条第1項及び第2項並びに<u>第121条第1項から第4項</u>までの手数料を収入印紙をもって納付するときは、<u>請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。</u></p> <p>② 〔省略〕</p>
564頁 205条	<p>第205条（電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法）</p> <p>① 法第119条第4項ただし書（法第120条第3項及び第121条第3項並びに他の法令において準用する場合を含む。）の法務省令で定める方法は、<u>第194条第2項及び第3</u></p>	<p>第205条（電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法）</p> <p>① 法第119条第4項ただし書（法第120条第3項及び第121条第5項並びに他の法令において準用する場合を含む。）の法務省令で定める方法は、<u>第194条第2項及び第3項に規定</u></p>

	項に規定する方法とする。 ② 〔省略〕 ③ 〔省略〕	する方法とする。 ② 〔省略〕 ③ 〔省略〕
575頁 241条	第241条（準用） 第202条の規定は筆界特定手続記録の閲覧について、第203条第1項の規定は法第149条第1項及び第2項の手数料を収入印紙をもって納付するときについて、第204条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第238条第1項の交付の請求をする場合において前条第3項の規定による申出をするときについて、第205条第2項の規定は第239条第2項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第202条第2項中「法第120条第2項及び第121条第2項」とあるのは「法第149条第2項」と、第203条第1項中「法第119条第1項及び第2項、第120条第1項及び第2項並びに第121条第1項及び第2項」とあるのは「法第149条第1項及び第2項」と、第204条第1項中「第193条第1項」とあるのは「第238条第1項」と、「第197条第6項（第200条第3項及び第201条第3項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第240条第3項」と読み替えるものとする。	第241条（準用） 第202条の規定は筆界特定手続記録の閲覧について、第203条第1項の規定は法第149条第1項及び第2項の手数料を収入印紙をもって納付するときについて、第204条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第238条第1項の交付の請求をする場合において前条第3項の規定による申出をするときについて、第205条第2項の規定は第239条第2項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第202条第2項中「法第120条第2項及び第121条第2項」とあるのは「法第149条第2項」と、第203条第1項中「法第119条第1項及び第2項、第120条第1項及び第2項並びに第121条第1項から第4項まで」とあるのは「法第149条第1項及び第2項」と、第204条第1項中「第193条第1項」とあるのは「第238条第1項」と、「第197条第6項（第200条第3項及び第201条第3項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第240条第3項」と読み替えるものとする。

■不動産登記事務取扱手続準則

該当頁	改正前	改正後
	第40条～第119条中の「平成何年何月何日」	第40条～第119条中の「令和何年何月何日」 ※第40条～第119条中の「平成何年何月何日」の文字を「令和何年何月何日」に変える。
626頁 117条	<p>第117条（各種通知簿の記載） 各種通知簿には、法第23条第1項及び第2項、第67条第1項、第3項及び第4項、第71条第1項及び第3項並びに第157条第3項並びに規則第40条第2項及び第3項、第103条第3項、第119条第2項、第124条第8項（規則第120条第7項、第126条第3項、第134条第3項及び第145条第1項において準用する場合を含む。）、第159条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第168条第5項（規則第170条第3項において準用する場合を含む。）、<u>第183条第1項</u>、第184条第1項、第185条第2項、第186条並びに第187条の通知事項、通知を受ける者及び通知を発する年月日を記載するものとする。</p>	<p>第117条（各種通知簿の記載） 各種通知簿には、法第23条第1項及び第2項、第67条第1項、第3項及び第4項、第71条第1項及び第3項並びに第157条第3項並びに規則第40条第2項及び第3項、第103条第3項、第119条第2項、第124条第8項（規則第120条第7項、第126条第3項、第134条第3項及び第145条第1項において準用する場合を含む。）、第159条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第168条第5項（規則第170条第3項において準用する場合を含む。）、<u>第183条第1項及び第4項</u>、第184条第1項、第185条第2項、第186条並びに第187条の通知事項、通知を受ける者及び通知を発する年月日を記載するものとする。</p>
627頁 118条	<p>第118条（通知書の様式） 次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める様式による通知書によりするものとする。 一～十三　〔省略〕 〔新設〕 〔新設〕 <u>十四</u>　〔省略〕 <u>十五</u>　〔省略〕</p>	<p>第118条（通知書の様式） 次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める様式による通知書によりするものとする。 一～十三　〔省略〕 <u>十四</u>　規則第183条第1項第3号の通知（買戻しの特約に関する登記の抹消における当該登記の登記名義人であった者に対する通知）別記第81号の2様式 <u>十五</u>　規則第183条第4項の通知（所有権の更正の登記における登記義務者に対する通知）別記第81号の3様式 <u>十六</u>　〔省略〕 <u>十七</u>　〔省略〕</p>
627頁 121条	<p>第121条（通知書等の返戻の場合の措置） ① 登記官は、第118条第1号から第4号まで及び第11号から第13号までの通知書が返戻された場合には、その旨を各種通知簿の備考欄に記載し、その通知書を通知に係る</p>	<p>第121条（通知書等の返戻の場合の措置） ① 登記官は、第118条第1号から第4号まで及び第12号から第16号までの通知書が返戻された場合には、その旨を各種通知簿の備考欄に記載し、その通知書を通知に係る登記申請</p>

	<p>登記申請書又は許可書の次につづり込むものとする。</p> <p>②【省略】</p>	<p>書又は許可書の次につづり込むものとする。</p> <p>②【省略】</p>
628頁 124条	<p>第124条（電子申請における印紙等による納付）</p> <p>① 登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「税法」という。）<u>第24条の2第3項及び第35条第4項の規定により読み替えて適用する税法第21条から第23条までの登記機関の定める書類</u>（以下「登録免許税納付用紙」という。）は、別記第89号様式又はこれに準ずる様式によるものとする。</p> <p>②～④【省略】</p>	<p>第124条（電子申請における印紙等による納付）</p> <p>① 登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「税法」という。）<u>第21条及び第23条第1項の登記機関の定める書類</u>（以下「登録免許税納付用紙」という。）は、別記第89号様式又はこれに準ずる様式によるものとする。</p> <p>②～④【省略】</p>

■ 港湾法

該当頁	改正前	改正後
811頁 2条	<p>第2条（定義）</p> <p>①～④【省略】</p> <p>⑤ この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第1号から第11号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第12号から第14号までに掲げる施設をいう。</p> <p>一～八【省略】</p> <p>八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第13号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設</p> <p>八の三～十二【省略】</p> <p>十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、<u>船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両</u></p> <p>十四【省略】</p> <p>⑥【省略】</p> <p>⑦ この法律で「港湾工事」とは、港湾施設を建設し、改良し、維持し、又は復旧する工事及びこれらの工事以外の工事で港湾における<u>汚てい</u>その他公害の原因となる物質の<u>たい積</u>の排除、汚濁水の浄化、漂流物の</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>①～④【省略】</p> <p>⑤ この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第1号から第11号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第12号から第14号までに掲げる施設をいう。</p> <p>一～八【省略】</p> <p>八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設及び動力源の供給の用に供する施設（第13号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設</p> <p>八の三～十二【省略】</p> <p>十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶の<u>ための給水及び動力源の供給並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両</u></p> <p>八の十四【省略】</p> <p>⑥【省略】</p> <p>⑦ この法律で「港湾工事」とは、港湾施設を建設し、改良し、維持し、又は復旧する工事及びこれらの工事以外の工事で港湾における<u>汚泥</u>その他公害の原因となる物質の<u>堆積</u>の排除、汚濁水の浄化、漂流物の除去その他の港</p>

<p>除去その他の港湾の保全のために<u>行なうもの</u>をいう。</p> <p>⑧ 〔省略〕</p> <p>⑨ この法律で「避難港」とは、暴風雨に際し小型船舶が避難のために<u>泊</u>することを主たる目的とし、通常貨物の積卸し又は旅客の乗降の用に供せられない港湾で、政令で定めるものをいう。</p> <p>⑩ 〔省略〕</p>	<p>湾の保全のために<u>行うもの</u>をいう。</p> <p>⑧ 〔省略〕</p> <p>⑨ この法律で「避難港」とは、暴風雨に際し小型船舶が避難のために<u>停泊</u>することを主たる目的とし、通常貨物の積卸し又は旅客の乗降の用に供せられない港湾で、政令で定めるものをいう。</p> <p>⑩ 〔省略〕</p>
---	--

■ 建築基準法施行令

該当頁	改正前	改正後
847頁 2条 ①	<p>第2条（面積、高さ等の算定方法）</p> <p>① 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>一 〔省略〕</p> <p>二 建築面積 建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。以下この号において同じ。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、<u>その端から水平距離1メートル後退した線</u>）で囲まれた部分の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、<u>その端から水平距離1メートル以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。</u></p>	<p>第2条（面積、高さ等の算定方法）</p> <p>① 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、<u>当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>一 〔省略〕</p> <p>二 建築面積 建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。以下この号において同じ。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもの（以下この号において「軒等」という。）で当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たもの（建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限り、工場又は倉庫の用途に供する建築物において専ら貨物の積卸しその他これに類する業務のために設ける軒等でその端と敷地境界線との間の敷地の部分に有効な空地が確保されていることその他の理由により安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定める軒等（以下この号において「特例軒等」という。）のうち当該中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものであるものを除く。）がある場合においては、<u>その端から水平距離1メートル後退した線（建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限り、特例軒等のうち当該中心線から水平距離5メートル以上突き出たものにあつては、その端から水平距離5メートル以内で</u></p>

当該特例軒等の構造に応じて国土交通大臣が定める距離後退した線)で囲まれた部分の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、当該建築物又はその部分の端から水平距離1メートル以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。

三～五 【省略】

六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合においては、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。

イ 【省略】

ロ 法第33条及び法第56条第1項第3号に規定する高さ並びに法第57条の4第1項、法第58条第1項及び第2項、法第60条の2の2第3項並びに法第60条の3第2項に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートル（法第55条第1項及び第2項、法第56条の2第4項、法第59条の2第1項（法第55条第1項に係る部分に限る。）並びに法別表第四（ろ）欄二の項、三の項及び四の項口の場合には、5メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。

ハ 【省略】

七 【省略】

八 【省略】

②～④ 【省略】

三～五 【省略】

六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合においては、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。

イ 【省略】

ロ 法第33条及び法第56条第1項第3号に規定する高さ並びに法第57条の4第1項、法第58条及び法第60条の3第2項に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートル（法第55条第1項及び第2項、法第56条の2第4項、法第59条の2第1項（法第55条第1項に係る部分に限る。）並びに法別表第四（ろ）欄二の項、三の項及び四の項口の場合には、5メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。

ハ 【省略】

七 【省略】

八 【省略】

②～④ 【省略】

■不動産登記法 先例・通達

該当頁	改正前	改正後
979頁 左段	<p>先例等 【分筆登記の申請】 1～4 【省略】 5 被相続人名義の土地の分筆は、<u>相続人全 員から申請すべきものとされているが……</u> …………… ……………受理してさしつかえない。(昭和43 ・10・28大阪法務局・表示登記事務打合会 決議)</p> <p>〔新設〕</p>	<p>先例等 【分筆登記の申請】 1～4 【省略】 5の1 被相続人名義の土地の分筆は、<u>相続人 から申請すべきものとされているが……</u> …………… ……………受理してさしつかえない。(昭 和43・10・28大阪法務局・表示登記事務打合 会決議)</p> <p>5の2 分筆登記又は合筆の登記については、 <u>軽微変更（共有物に変更を加える行為であつ ても、その形状又は効用の著しい変更を伴わ ないもの）に該当し、分筆又は合筆の登記を 申請しようとする土地の表題部所有者又は所 有権の登記名義人（不登法39条第1項）の持 分の価格に従い、その合計が過半数となる場 合には、これらの者が登記申請人となって分 筆又は合筆の登記を申請することができ、そ れ以外の共有者らが登記申請人となる必要は ない（令和5・3・28民二第533号通達）。</u></p>

■不動産表示登記関係先例 1111頁
「分筆」に下記の通達を追加する。

□民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(土地分筆等)

令和5・3・28民二第533号通達

民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号。以下「改正法」という。)の施行に伴う不動産登記事務の取扱い(民法改正関係。令和5年4月1日施行)については、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

(中略)

本通達に抵触する従前の取扱いは、この通達により変更したものとします。

記

第1 共有に関する規律の見直し

1 共有物の軽微変更

- (1) 共有者が共有物に変更を加える行為であっても、その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの(以下「軽微変更」という。)については、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決することとされた(改正民法第251条第1項、第252条第1項)。
- (2) 分筆又は合筆の登記については、前記(1)の軽微変更に該当し、分筆又は合筆の登記を申請しようとする土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人(不登法第39条第1項)の持分の価格に従い、その合計が過半数となる場合には、これらの者が登記申請人となって分筆又は合筆の登記を申請することができ、それ以外の共有者らが登記申請人となる必要はない(改正民法第252条の2第1項に規定する共有物の管理者が代理人となって登記申請をする場合については、後記5のとおり)。
- (3) 登記官は、登記申請人となった共有者らの有する持分の価格に従った合計が過半数であることを登記記録で確認することになる。
- (4) 所有権の登記がある土地の合筆の登記申請時に提供を要する登記識別情報(不登令第8条第2項第1号)は、登記申請人に係るもののみで足りる。
- (5) 登記官は登記の完了後、登記申請人にならなかった共有者全員に対し、不登規則第183条第1項第1号に基づき登記が完了した旨を通知するものとする(同条第2項の規定にかかわらず、登記申請人にならなかった共有者全員に通知するものとする)。
- (6) 区分所有法の適用がある建物の敷地(以下「区分所有敷地」という。)の分筆の登記についても、上記と同様に取り扱うものとする(区分所有法第25条第1項に規定する管理者が代理人となって登記申請をする場合については、後記5のとおり)。

2・3・4 (省略)

5 共有物の管理者等

(1) 共有物の管理者の選任等

共有物の管理者の選任及び解任は、共有物の管理に関する事項として、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決することとされた(改正民法第252条第1項)。選任された共有物の管理者は、共有物の管理に関する行為をすることができるが、共有物に変更(軽微変更を除く。以下同じ。)を加えることについては、共有者の全員の同意を得なければならないこととされた(改正民法第252条の2第1項)。

また、共有物の管理者が共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有物の管理者の請求により、当該所在等不明共有者以外の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができることとされた（同条第2項）。

(2) 分筆又は合筆の登記

ア 共有物の管理者が共有物について分筆又は合筆の登記を申請する場合には、管理者を選任した共有者らが登記申請人となり、それ以外の共有者らは登記申請人となる必要はない。当該共有物の管理者が分筆又は合筆の登記の申請をする場合には、管理者を選任した共有者らの代理人として行うものと解される。この場合には、法定の要件（改正民法第252条第1項）を満たしていることを担保するため、共有持分の価格を合算して過半数となる表題部所有者又は所有権の登記名義人が登記申請人となることを要する。

イ 前記(1)の過半数による決定により共有物の管理者を選任したことを証する情報が、代理人の権限を証する情報となる（これとは別に登記申請について代理権を授与したことを証する情報の提供は要しない。）。この場合には、登記官は、登記申請人となった共有者らの有する持分の価格に従った合計が過半数であることを登記記録で確認することになる。

なお、分筆の登記を申請する場合には、代理人の権限を証する情報に印鑑証明書の添付は不要であるが、共有物の管理者を選任した共有者らの押印を要し、合筆の登記を申請する場合には、共有物の管理者を選任した共有者らの押印及び作成後3か月以内の印鑑証明書の添付（電子申請の場合にあっては電子署名及び不登規則第43条第1項各号に規定する電子証明書の提供。以下同じ。）を要する。

ウ 登記官による登記が完了した旨の通知については、前記1(5)と同様に取り扱うものとする。

(3) 区分所有敷地の分筆の登記

ア 区分所有法第39条第1項及び第17条第1項に基づき、集会において、区分所有敷地の分筆の登記申請行為を区分所有法第25条第1項所定の管理者に行わせることについて区分所有者及び議決権の各過半数（規約に別段の定めがある場合には、その定めによる割合。以下同じ。）による決議がされた場合において、当該管理者が当該決議に基づいて区分所有敷地の分筆を申請する場合には、当該集会決議を行った区分所有者らが登記申請人となり、それ以外の区分所有者らは登記申請人となる必要はない。当該管理者は、当該集会決議を行った区分所有者らの代理人となると解される。この場合には、法定の要件（区分所有法第39条第1項及び第17条第1項）を満たしていることを担保するため、区分所有者及び議決権の各過半数の者（表題部所有者又は所有権の登記名義人）が登記申請人となることを要する。

イ 一筆の土地のどの部分を分割するかという区画決定行為及び区分所有敷地の分筆の登記申請行為を管理者に行わせることについて決定された旨の内容が明らかにされた集会決議の議事録が、代理人の権限を証する情報となる（これとは別に登記申請について代理権を授与したことを証する情報の提供は要しない。）。この場合には、登記官は、区分所有者及び議決権の各過半数の者が登記申請人となっていることを登記記録で確認することになる。

なお、集会決議の議事録は、区分所有法第42条第3項により議長及び集会に出席した区分所有者の2人の署名を要するとされているが、登記申請に当たってはその印鑑証明書の添付は不要である。

おって、集会決議の議事録が電磁的記録で作成されている場合において、書面申請の方法により登記申請をするときは、不登令第15条に規定する磁気ディスク（不登規則第52条第1項に規定する電子署名を含む。）及び同条第2項所定の電子証明書の提供を要する。

ウ 登記官による登記が完了した旨の通知については、前記1(5)と同様に取り扱うものとする。

(4)～(6) (省略)

6・7・8 (省略)

第2・第3 (省略)

令和5年版
土地家屋調査士六法
追 録

令和5年7月1日 発行
東京法経学院
〒162-0845
東京都新宿区市谷本村町3-22
ナカバビル1階

7304092—2307